

奨学資金貸与希望者募集案内

奨学資金の貸与を希望する皆さんへ

- ☆ この奨学資金は、勉強意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等の修学を奨励することを目的としています。
- ☆ 高校在学中にお貸しするものです。(大学等の奨学金ではありません)
- ☆ 奨学生（生徒本人）は高等学校等を卒業後、返還しなければなりません。
- ☆ 奨学資金を希望する生徒は、この案内書（募集要件等）をよく読み、内容を十分に理解したうえで、ご家族の方と相談し、在学する学校へ申請をしてください。

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会

※ご不明な点がございましたら学校の担当の先生、または下記までお問い合わせください。

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会
奨学資金第1課 貸与係
電話 078-361-6640

1 奨学資金の申請について

●貸与対象者

次のすべての要件を満たす方が貸与の対象となります。

- ① 勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な状況にあり、生計を主として維持する方の収入が別に定める基準額以下であること。
- ② 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援（盲・聾・養護）学校の高等部、又は指定した専修学校の高等課程に在学すること。
- ③ 申請者の生計を主として維持する方（保護者等）が県内に住所を有していること。
※奨学生（生徒）が「入寮等の理由」で県外に居住しても貸与できます。

●併用できない奨学金等

- ① 独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）による奨学金
- ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
- ③ （公財）兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金
- ④ 特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金

なお、本会奨学資金は上記以外の奨学金等との併用を制限しておりません。上記以外の奨学金との併用については、それぞれの奨学金を扱っている窓口を確認してください。

※今回申請しようとする方の兄弟姉妹が、上記の奨学金を受けていても併用にはあたりません。

●連帯保証人

申請にあたっては連帯保証人 1 名が必要です。

親権者又は後見人（保護者）の方としてください。ご家庭の事情（※注）により別の方を連帯保証人に指名する場合は、事前に当会までご相談ください。

※連帯保証人は申請者と同等の返還義務があります。

（※注）ご家庭の事情とは

- ① 自己破産（債務整理）をしている場合
- ② 重度の障害等により、本会奨学資金の返還が困難な場合等です。

●収入額の目安 ※別項5所得の算定方法もあわせてご覧ください。

申請者の生計を主として維持する方（所得金額の最も多い方 1 名）の年間収入額で決定します。収入基準は、おおむね次のとおりです。家族構成等により限度額は増減します。

世帯人数	給与所得者、年金、生保受給者の場合 (税込の総収入額)	事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)	家族構成(例)
2人	599万円	196万円	父・申請者
3人	635万円	221万円	父母・申請者
4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生
5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生

※上記表の総収入額とは、「課税（所得）証明書」の

給与収入の方は給与収入、事業主の方は営業所得に記載されている金額です。

その他に年金収入、不動産所得、生活保護費等も収入額に含みます。

生活保護世帯で高等学校等への就学者がある場合、就学費用（高等学校等就学費）が給付されますが、該当者が奨学金の貸与を受ける場合は、その就学費用が減額される可能性があるとのことです。ご注意ください。（詳しくは管轄の福祉事務所にお問い合わせください。）

2 奨学資金の貸与について

●貸与月額と貸与（返還）総額

学校区分	貸与月額(自宅)	貸与期間	貸与(返還)総額	貸与月額(自宅外)	貸与(返還)総額
国・公立	18,000円	3年	648,000円	23,000円	828,000円
		4年	864,000円		1,104,000円
		5年	1,080,000円		1,380,000円
私立	30,000円	2年	720,000円	35,000円	840,000円
		3年	1,080,000円		1,260,000円
		4年	1,440,000円		1,680,000円
		5年	1,800,000円		2,100,000円

- ・「貸与期間」「貸与（返還）総額」は、正規の修業年限によって異なります。
- ・その他に通学交通費・電動アシスト自転車購入費・タブレット等購入費等の貸与（P4～6参照）を受けた奨学生の「貸与（返還）総額」は、本体の奨学資金貸与額に加算された額となります。

●貸与期間

原則として4月から卒業するまでの修業年限です。（随時申請の場合は異なります。）

●貸与時期・方法

【貸与時期（予定）】 ※随時申請の場合は異なります。

I期（4～9月分）	II期（10～12月分）	III期（1～3月分）
8月末頃	10月末日	1月末日

【貸与方法】奨学生（生徒）本人名義の金融機関の口座に振り込みます。

3 申し込みから決定まで

申込先	在学している高等学校等 ⇒ 学校で「奨学資金申請書」など必要書類を受け取る。 ⇒ 必要書類を揃えて学校に提出。 (学校長の推薦を経て、学校から振興会に提出されます。)
申込期間	新規申請募集開始後（4月上旬）から学校が定める期間内（5月中旬頃）。 締切日は各学校にお問い合わせください。 *新規申請締め切り後、家計の急変等により申請をご希望の場合は、毎月月末までに本会到着分を随時受付の締め切りとし、受理した日の属する月分からの貸与となります。
選考・決定	選考の流れは、申請書類の審査 ⇒ 選考委員会 ⇒ 決定 となります。 決定通知書は、 8月中旬頃 （予定）学校に送付します。 *随時受付の場合は異なります。

なお、申請者が多数の場合、申請の条件を満たしていても採用されない場合があります。

また、氏名については、現在常用漢字、JIS第1水準漢字、JIS第2水準漢字及び人名用漢字での表記となりますのでご了承ください。

4 提出書類について

【提出書類】

※すべて揃えて、学校に提出してください。

必須	① 奨学資金申請書（両面）	
	② 連帯保証人の印鑑登録証明書（申請日から3か月以内の原本）	
	③ 主として生計を維持している方（所得金額の最も多い方1名）の所得に関する証明書類 ※所得に関する提出書類参照	
	④ 振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー ※申請者（生徒）名義	
該当者	⑤ 特別控除に関する書類等 ※特別控除該当者の添付書類参照	
申請希望者	⑥ 通学交通費貸与願	※P4～6の「6 その他(加算)の申請について」参照
	⑦ 電動アシスト自転車購入費貸与願	
	⑧ タブレット端末等購入費等貸与願	

※世帯の状況に応じて、他にも証明書類が必要な場合があります。

【所得に関する提出書類】

所得については「1年間」の金額で審査します。月額で記載の書類は、年額に直してください。

所得の種類	提出書類	発行所
給与所得者 事業所得者	・「課税（所得）証明書（最新のもの）」原本 （ <u>昨年の1月2日以降に転職等で収入に変動があった場合は下記（※1）を提出</u> ）	市区町役場
年金受給者	・最新の「 <u>年金額改定通知書</u> 」等の写し （ <u>氏名・金額が記載されている通知書</u> ）	日本年金機構
雇用保険受給者	・ <u>雇用保険受給資格者証</u> の写し （ <u>基本手当日額・給付日数が記載されている面</u> ）	職業安定所
生活保護受給者	・最新の <u>保護変更決定通知書</u> の写し （ <u>金額が記載されているもの</u> ）	福祉事務所
傷病手当受給者	・ <u>傷病手当金通知書</u> の写し （ <u>金額が記載されている通知書</u> ）	健康保険協会

※1 転職・就職等で収入に変動があった方（コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方も含む）

- ・給与所得者は「収入見込証明書」
- ・事業所得者は「収入見込申告書」を提出してください。様式は学校にあります。

※2 上記以外の書類（例：源泉徴収票等）は、当会指定の証明書類ではないため受理できません。

【特別控除該当者の添付書類】

特別控除の種類	証明書類
母子・父子世帯	母子家庭等医療費受給者証等の写し
障害のある者がいる世帯	身体障害者手帳等の写し
主たる生計維持者が(単身赴任等)別居している世帯	住居費・光熱水費・家財用品購入の確認できる1年以内の領収書等の写し（7万円限度）
長期(6か月以上)に療養を要する者がいる世帯	医師の診断書（原本）と治療にかかる支出を確認できる1年以内の領収書等の写し
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	り災証明書等と修繕費の領収書等の写し
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯とは、日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められた世帯。	

5 所得の算定方法

申請書裏面に記入する「所得」については、次のとおりです。
給与所得⇒総収入額に応じて次の計算式に当てはめて算定した金額。
事業所得⇒所得額に記載の金額（計算式には当てはめません）。

所得の計算式（給与収入の場合＜事業所得を除く＞）※計算後、小数点以下切捨て

総収入額（万円）	所得（万円）
0～329	0
330～400	総収入（万円）×0.8－262.6
401～878	総収入（万円）×0.7－222.6
879～	総収入（万円）－486

※「課税（所得）証明書」の給与収入に記されている金額です。
※当会ホームページ（収入要件試算表）でも確認できます。
(<http://www.pure.ne.jp/~syougaku/syougakukin.html>)

6 その他（加算）の申請について

その他の貸与を受けると、卒業後の返還金額が増えることとなりますので、ご注意ください。

希望される方は、必要な書類をそろえて各学校の定める提出期日までに各学校に提出してください。

●職業能力開発促進法等に基づき実施される技能検定受検料

本会奨学生で、1つの技能検定等毎に、奨学生が負担した手数料等から1万円を控除した額を貸与します。（1万円以内、端数切捨て。）

●通学交通費

公共交通機関の通学定期券を利用して通学している奨学生で一定の要件を満たす方に対して、通学交通費にかかる奨学資金の貸与をします。

(1) 対象者

次のすべての項目に該当される方が対象です。

- ① 振興会奨学資金の奨学生であること。
- ② 自宅から公共交通機関の通学定期券を購入して通学していること。
- ③ 通学定期券を購入して通学することを常としていること。
- ④ 1か月あたりの通学定期券購入額が10,000円以上となること。
- ⑤ 市町等が独自に実施する通学交通費にかかる貸与や給付などを受けていないこと。

(2) 提出書類

- ① 兵庫県高等学校教育振興会奨学資金通学交通費貸与願（様式第20号の2）
- ② 購入した通学定期券の写し

(3) 貸与額

通学交通費購入額に応じて、次表のとおりとします。

通学定期券の月額（月額換算後）	貸与月額	通学定期券の月額（月額換算後）	貸与月額
10,000 円以上	5,000 円	35,000 円以上	30,000 円
15,000 円以上	10,000 円	40,000 円以上	35,000 円
20,000 円以上	15,000 円	45,000 円以上	40,000 円
25,000 円以上	20,000 円	50,000 円以上	45,000 円
30,000 円以上	25,000 円		

ア 有効期間が複数月となる通学定期券の場合にあっては、券面額を有効月数で除して得た額を、当該通学定期券の月額とします。

イ 上記アにかかわらず、学期定期券にあっては、年間購入予定額を11で除して得た額を、当該通学定期券の月額とします。

ウ 月額の算出にあたり、その額に1,000円未満の端数があるときは、定期券ごとにこれを切り捨てた額とします。

エ 複数枚の通学定期券を購入している場合は、定期券ごとに月額を算出し、その合計を月額とします。

●電動アシスト自転車購入費

高等学校等へ通学するために新たに電動アシスト自転車を購入した奨学生で一定の要件を満たす方に対して、電動アシスト自転車購入費にかかる奨学資金の貸与をします。

(1) 対象者

次のすべての項目に該当される方が対象です。

- ① 振興会奨学資金の奨学生であること。
- ② 電動アシスト自転車での高等学校等への通学が許可されていること。
- ③ 高等学校等へ通学するために道路交通法の規定に適合する電動アシスト自転車を新たに購入した方で、現に通学に使用し、その主たる目的が通学であること。
- ④ 本会奨学資金で既に電動アシスト自転車購入費にかかる貸与を受けていないこと。
- ⑤ 市町等が独自に実施している電動アシスト自転車購入にかかる補助または貸与を受けていないこと。

(2) 提出書類

兵庫県高等学校教育振興会奨学資金電動アシスト自転車購入費貸与願（様式第22号の2）

(3) 貸与額

定額 10 万円（1 回限り）

●タブレット端末等購入費等

自らの勉学のために使用するタブレット端末やノートパソコン等を購入又はリースやレンタルをする奨学生で一定の要件を満たす希望者に対して、タブレット端末等の購入費用等にかかる奨学資金の貸与をします。

※ 県立学校については、BYOD（Bring Your Own Device）導入による1人1台端末の実現に向けて、令和4年度より非課税世帯及び生活保護（生業扶助）受給世帯等の生徒に対して、学校で教育用端末（タブレット等）が無償貸与される制度がありますので、申請についてはご注意ください。

(1) 対象者

次のすべての項目に該当される方が対象です。

- ① 振興会奨学資金の奨学生であること。
- ② 自らの勉学のために購入またはリースを行うこと。
- ③ 本会奨学資金で既にタブレット端末等購入費等にかかる貸与を受けていないこと。
- ④ 市町等が独自に実施するタブレット端末等にかかる貸与や給付などを受けていないこと。

(2) 提出書類

タブレット端末等購入費等貸与願（様式第22号の3）

(3) 貸与額

定額7万円（1回限り）

7 貸与中の注意事項

●貸与の意思確認

毎年度一回、4月頃に「継続願」を提出していただきます。

●貸与の停止

休学、長期欠席等で一定期間以上にわたり学校を休むとき、同一学年を重ねて履修したときなどは、その間奨学資金の貸与を停止します。また、学年制のない単位制高校で当該年度の修得単位数が18単位未満のときは奨学資金の貸与を停止します。

（奨学生の出席の状況等を当会より学校に照会する場合があります。）

●貸与の取消

退学等により貸与の要件に該当しなくなったとき、家計の好転等により貸与を受けることを辞めたとき又は修学の見込みがなくなったときは、奨学資金の貸与を取り消します。

8 返還について

卒業や貸与の取消等により貸与期間が終了の際、連帯保証人とともに借用証書を提出してください。

借用証書の未提出又は長期滞納の場合は、奨学生や連帯保証人の自宅および勤務先へ直接お伺いすることがある他、債権回収委託や訴訟等の手続きをとらせていただく場合があります。

●本人、連帯保証人以外の連絡先

借用証書を提出の際には、本人、連帯保証人以外の方の連絡先を設定していただきます。

※本人、連帯保証人と連絡が取れなくなった際に、お電話等をさせていただきます。

●奨学資金の返還

貸与期間が終了したときは、奨学資金を返還していただきます。返還期間は貸与を受けた金額によって異なりますが、本会が別に定める年額を年賦、半年賦、月賦等により均等に返還していただきます。（貸与期間終了後、半年以内の「一括返還」も可能。）

●下限返還金額

【タブレット貸与を含まない】

借用金額		年賦	半年賦	月賦
700,000 円以下		70,000 円	35,000 円	5,840 円
700,000 円 を超え	900,000 円以下	80,000 円	40,000 円	6,670 円
900,000 円 を超え	1,100,000 円以下	90,000 円	45,000 円	7,500 円
1,100,000 円 を超え	1,300,000 円以下	100,000 円	50,000 円	8,340 円

【タブレット貸与を含む】

借用金額		年賦	半年賦	月賦
700,000 円以下		80,000 円	40,000 円	6,680 円
700,000 円 を超え	900,000 円以下	90,000 円	45,000 円	7,510 円
900,000 円 を超え	1,100,000 円以下	100,000 円	50,000 円	8,340 円
1,100,000 円 を超え	1,300,000 円以下	110,000 円	55,000 円	9,180 円

●返還が滞った場合について

返還が滞ったときは、返還猶予の申請がない限り、電話等による督促や規程等に基づく督促状が送付されます。

さらに、計画通りに返還されている間は無利子ですが、督促状に記載の期限までに返還がない場合は、規定により支払いの日までの日数に応じた延滞利息を別途請求させていただく場合があります。

●返還猶予について

本人が、引き続き高等学校に在学、大学等に進学、病気等で返還が困難な場合、願い出により返還が猶予（返還の開始時期を一定期間先延ばしする。）されることがあります。

<記入例>

●全てボールペン等で記入。
消せるペン・エンピツは不可。

●訂正をする場合は、修正テープ等ではなく二重線で抹消し、申請者の印で訂正印を押印。但し、連帯保証人・申請者欄はそれぞれの印で訂正。

兵庫県高等学校教育振興会奨学資金申請書

新規4/1～・随時6/1～の記入日

4月入学の場合は20△△年3月と記入

記入日

年

月

日

該当する課程に○をする

連帯保証人・親権者と異なる印(朱肉使用)

在学名	兵庫県立 ○○高等 学校		全日制 定時制 通信制 専修 課程 その他()	普通科	第1学年
入学等年月	(西暦) 20××年 ○月	入学 転学 編入学	卒業予定年月	(西暦) 20△△年 ○月	修業 年限 3年
申請者 (自署)	申請者(生徒)が太枠内すべて記入		固定又は携帯電話番号を記入。どちらも持っていない場合は、保護者の携帯番号を記入		印
	兵庫 一郎		神戸市中央区下山手通 ○-×-○		
	生年月日	(西暦) ○○○○年×○月 ××日	(TEL)	078 - ○○○ - ××××	
連帯保証人の同意 (自署)	連帯保証人が太枠内すべて記入		実際の居住地(寮・単身赴任先等) ※同上は不可		印
	兵庫 太郎		神戸市中央区下山手通 ○-×-○		
	申請者との続柄	父	(TEL)	090 - ○○○○ - ××××	
親権者 又は後見人の同意 (自署)	連帯保証人が親権者の場合は記入不要		住所・電話番号		印
	該当する方に○をする、ある場合は奨学学生番号を記入		記入する場合は、申請者・連帯保証人と異なる印(朱肉使用)を押印		
申請者は、以前に兵庫県教育委員会または兵庫県高等学校教育振興会で奨学資金の貸与を受けたことがありますか?			ある ・ ない (←どちらかに○をしてください) (「ある」の場合は奨学学生番号:)		
勉学に対する意欲	現在、勉学面で努力している点。今後挑戦したいこと。(※家庭の事情は記入しないでください。)				
※申請者(生徒)本人が記入	申請者(生徒)が勉学に対する意欲(具体的な内容)を記入 ※箇条書き・家庭の事情・学校外活動についての記入不可				
特別な事情	①連帯保証人が親権者又は後見人以外(自己破産など)②連帯保証人の住所が印鑑登録証明書と異なる。(単身赴任先等) ③申請者と連帯保証人(親権者)の住所が異なる。(寮、祖父母宅などを記入) ④養育費、親戚からの援助等、証明書類がない収入がある。(誰から年間いくらの援助額か記入)				
右記①～④に該当する場合は、必ず記入	上記の例に該当する特別な事情がある場合に記入				

【振込先口座】 銀行、ゆうちょ銀行どちらかに記入してください。(通帳かキャッシュカードの備考添付)

銀行 (ゆうちょ以外)	金融機関名・支店名	銀行 信金・組合	本店・支店 出張所	口座番号(普通預金)
	金融機関・支店コード			
	口座名義人(生徒本人)	振込先口座は申請者(生徒)の普通預金・通常貯金口座 ※貯蓄預金・定期預金は不可		
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号		
	口座名義人(生徒本人名義)	フリガナ		

同一生計の家族

「課税証明書」・・・給与収入の額
「年金額改定通知書」・・・年金支払額
「傷病手当通知書」・・・月額×12の額
「雇用保険受給資格者証」・・・基本手当日額×給付日数の額
「最新の保護変更決定通知書」・・・最低生活費×12の額

家族数	5人		母子・ 父子 世帯		総収入(合計額)	所得★ (当会計算式で算定)	所得				
ア 就学者を除く家族(幼保含む)	番号	申請者との続柄	氏名	年齢	②障害者 (0を記入)						
	1	父	兵庫 太郎	45		750万円	302万円				
	2	祖父	兵庫 新太郎	73	0	100万円					
	3	妹	兵庫 華	5		0万円					
	4										
無収入の方は「0」と記入											
イ 就学者(小学生以上)	番号	申請者との続柄	氏名	年齢	②障害者 (0を記入)	設置者 (0を記入)	学校区分(0を記入) 在学学校名(本人以外)	通学別 (0を記入)	総収入	所得★	所得
	1	本人	兵庫 一郎	15		1国公立 2私立	3高校・4高専・5専修(高等)	1自宅 2自宅外	万円	万円	万円
2	弟	兵庫 二郎	13		1国公立 2私立	1小学校・2中学校・3高校 4高専・5専修(高等)・6専修(専門) 7短大・8大学院	1自宅 2自宅外				
在学学校名							OO市立△△中学校		在学学校名を必ず記入		

事業所得の方は、「課税証明書」営業所得の額

この例の場合に必要な証明書類

- 父の所得に関する証明書類(750万円分)
- 祖父の障害者手帳等の写し

— 省略 —

③その他特別控除	事由	特別控除額(万円未満切捨て)
	主に家計を支えている方が別居している世帯	別居のため特別に支出している住居費、光熱水費、家具・家事用品費の実費(71万円限度)
	長期(6ヶ月以上)に療養を要する方がいる世帯	療養のため特別に支出している治療費、入院費等
	火災・風水害または盗難などの被害を受けた世帯	将来長期にわたって、支出増、収入減となる年間金額

学校推薦欄

上記のとおり相違ないことを認め、奨学生として推薦します。

年 月 日

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 様 学校名

学校長名

以下は受理できません。必ず確認してください。

- ① 申請者、連帯保証人、親権者又は後見人の筆跡が同じである。
- ② 印影が同じ又はシャチハタ等を使用している。
- ③ 連帯保証人の印が印鑑登録証明書の印鑑と異なる。
- ④ 記入が必要な欄に空欄(未記入)がある。
- ⑤ 連帯保証人の印鑑登録証明書(原本)が添付されていない。
- ⑥ 当会が指定する所得証明が添付されていない。
- ⑦ 通帳かキャッシュカードのコピーが添付されていない。